

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	素案全体に関する こと	各条共通ですが、平素（平時）準備する内容と、災害発生時（予防含む。）実施する内容に項目を分けるか、記述の順序を、平素、災害時にした方が、より理解しやすいと思います。	各条文ごとに平時と災害発生時との区別が分かるように記載をしているところですが、条文によっては前後の条文との関係性などから災害発生時の記載を平時よりも先に規定している場合があります。	対応 3（説明・理解）
2		市民が防災に対して日ごろから関心を持つように詳細に条例が構成されていると感心した。 第1章から第6章までを簡単な図式で示してもらえたら全体の流れが掴みやすいと思う。	条例制定後の市民等への周知に際しリーフレット等を作成・配布いたしますので、市民等に全体の流れをご理解いただけるよう図を掲載するなど工夫してまいります。	対応 4（事業参考）
3		第2条第3号「その他の公共機関（その他公共機関？）」、第6条「市その他関係機関（その他公共機関？）」、第10条「避難支援等に関わる地域団体その他関係機関」はある程度「関係機関」の対象範囲が想定できるが、第7条「市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関」、「他の地方公共団体及び関係機関及びボランティア団体」や「他の地方公共団体及び関係機関」中の「関係機関」は対象範囲が不明確のように思われる。	関係機関は条文の内容によって範囲が異なること、また防災は関係機関が多岐にわたることから、「その他の関係機関」と規定しています。なお、具体的な対象範囲については、地域防災計画等に記載することとしています。	対応 3（説明・理解）
4		第1条の「市民等」と2条以降の「市民」「市民その他の被災者」の区別、定義について 第2条の定義では「市民」が規定されていますが、災害救助法で「救助」とは「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。」とされており、この条例の目的にも「市民等」が対象と規定されており、2条以降の条文もこの考え方を前提に規定すべきと考えます。 第7条第1項で「市民」の生命、身体、財産及び暮らしを守ると規定されていますがここは本条例の目的に合わせて「市民等」と規定すべきと考えます。 (災害発生時に熊本市域で被災した全ての人を対象にすべき)	ご意見のとおり、第1条第1項で来街者を含むものとの考えから「市民等」と規定しているところであり、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正を行いました。 第1項 市は、 第1条の目的を達成するため 、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。 第6項 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、 市民等 の安全及び安心を確保するよう努めるものとする。	対応 1（補足修正）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
5	素案全体に関する こと	「地域の防災組織」「地域団体等」以外の例えば『防災協定締結団体等』についても条例の中に規定すべきと考えます。 (防災、災害復旧・復興においては、これらの関連団体の役割が大きい)	ご意見のとおり、防災協定の締結団体や事業者が果たす役割は大変重要と認識しております。 このような団体や事業者については、各条文の「関係機関」に含めております。	対応2 (既記載)
6		第4条から第7条にかけて各主体の役割が規定してありますが、「地域団体等」の役割を記載すべきと考えます。また、『防災協定締結団体等』の役割記載の検討も必要と考えます。	「地域団体等」については、第10条第3項の避難行動要支援者への支援及び第15条の防災教育において役割を規定しております。 また、防災協定締結団体の役割については、協定の内容に沿って災害時等に協力をお願いすることとなっておりますので、本素案中に役割を記載しておりません。	対応2 (既記載)
7	前文に関する こと	平成28年熊本地震等の甚大な被害のなかで、「私たちは互いに支え合いながら、復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、備え、教訓に習い、これを後世に伝えていくことの大切さを痛感した。」ことを契機に、当該条例を制定されることに敬意を表します。	ご意見ありがとうございます。今後ともご協力をお願いいたします。	対応2 (既記載)
8	第1条(目的)に 関すること	第1条の目的の中の「個人の尊厳を最大限尊重し」という条文を「 <u>個人の人権と尊厳を最大限尊重し</u> 」に変更すべきではないか。	人権については当然に尊重されるべきものであると考えておりますが、ここでは個人の尊厳を尊重することで、個人の人権を守る趣旨についても含まれます。	対応2 (既記載)
9		第2条(6)に地域の防災組織、(7)に地域団体等とありますが、第1条中、「地域の防災組織等」が第2条(6)に(7)まで含めたものなのかどうか分かりづらいです。	ご指摘を踏まえ、標記を統一する観点から「地域の防災組織等」については、「 地域の防災組織 」に修正しました。 なお、第2条中の地域団体等については、定義から削除しました。	対応1 (補足修正)

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
10	第2条（定義）に関すること	第3号について、市民の防災活動、消防団等の防災活動と並列して地方公共団体等の防災活動を列挙しているが、「並び」とする意図がわからない、それぞれ役割分担のもと相互連携協力するのであれば「及び」としたほうがわかりやすい。 また「地方公共団体、国及びその他の公共機関」ではなく、「地方公共団体、国及びその他公共機関」と書くべきではないか？ ※公共機関には国や地方公共団体が含まれるとの考え方による。	本号に規定する「地域防災力」については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第2条に規定する「地域防災力」の定義と同定義としています。 なお、文書表現上、「住民一人一人が自ら行う防災活動、（中略）、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動」が一つの塊であり、「地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動」という塊と並列であることから、「並びに」という接続詞となっています。	対応3（説明・理解）
11		第6号について、「校区防災連絡会（熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。）」とあるが、「熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織（以下「校区防災連絡会」という。）」と記載すべきではないか。	本市地域防災計画には、校区防災連絡会以外にも自主防災クラブや消防団等の地域の防災組織が記載されているため、原案のとおりとしています。	対応3（説明・理解）
12		第8号について、避難所の定義には「災害の危険性があり、避難した市民を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる」機能も記載しないと、第8条（避難所の運営等）の「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合」との整合性がなくなる。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正しました。 (8)避難所 居住等の場所から一時的に避難した市民等を必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つものをいう。	対応1（補足修正）
13	第3条（基本理念）に関すること	「認識の下」は「認識のもと」ないしは「認識の基」ではないか？	法制執務上、「下」を使用しています。	対応3（説明・理解）
14		「本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集すること。」について、「平時からのまちづくりの取組」が災害対応力につながることを、および自助・共助および公助の適切なバランスを踏まえた基礎理念が示されており、賛同いたします。	ご意見ありがとうございます。今後ご協力をお願いいたします。	対応2（既記載）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
15	第4条（市民の役割）に関すること	<p>「市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。」について、今般の防災における市民の一定の役割を果たすことが重要であり、市民の役割を明確にする観点から賛同いたします。</p> <p>また、「(1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、常に災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物費等の備蓄に努めること。」について賛同いたしますが、「物資等の備蓄」では、復旧・復興期の資金確保が含まれているとは解釈できません。災害発生から復旧・復興期を通じて自立した生活を確保するためには、平時からの備えが重要と思慮いたします。</p> <p>平成28年熊本地震を見ても、復旧・復興期に自立した生活の確保のためには、公助である被害者再建支援金および義援金だけでは不十分であり、国が普及を推進している地震保険などによる復旧・復興資金の確保（自助）が重要と考えています。</p> <p>つきましては、現在、熊本市内の火災保険に加入いただいている方の大層（付帯率87%）が地震保険に加入いただいておりますが、未加入者に対する更なる普及を促すため、本条例にて地震保険に関する記載を追加すべきと考えます。</p> <p>また、物資等の備蓄や復旧・復興資金の確保等に対する当該市民の役割を受け、第7条に市側の役割を明記すべきと考えます。</p>	<p>被災した場合への備えや保険制度への加入の重要性については理解しておりますが、地震保険等の加入は任意によるものであることから、本条例において規定することはできないものと考えます。</p>	対応3（説明・理解）
16		<p>「(2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得し、家族と共有するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。」や「(3) ハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図をいう。）等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。」について、自らやその家族の生命・身体の安全の確保のため、大変重要なことと考えており、当該努力義務化に賛同します。</p> <p>また、当該市民の役割を受け、第7条に市側の役割を明記すべきと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、本条例素案は市民や事業者、地域の防災組織への備えについて規定しており、市による支援等が必要なことから、第7条において「市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする」と規定しております。</p>	対応2（既記載）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
17	第4条（市民の役割）に関する事	第3号について、「ハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図をいう。）等」と記載されているが、ハザードマップを定義するのであれば、第2条で定義するか、「災害の範囲、程度の予測を示す地図（以下「ハザードマップ等」という。）とすべきではないか。	条文内で端的に定義を規定することができるため、原案のとおりとします。	対応3（説明・理解）
18		「(5)災害発生時におけるボランティア等の多様な支援があることを理解し自らの暮らしの再建を行うこと」については、災害発生段階や自助・共助および公助のバランスを踏まえた記載にすべきと考えます。例えば、「災害発生初動期・応急期および復興・復興期に応じた公助・共助があることを理解したうえで、自助により自らの暮らし再建を行うこと。」また、当該市民の役割を受け、第7条に市側の役割を明記すべきと考えます。	本条文の主旨は、早期の生活再建につなげるため、災害時において生活再建に向けた様々な支援メニューやボランティアの提供があることを市民に理解して、これを活用することで、早期の生活再建につなげていただくことです。この支援には公助や共助が含まれておりますことから、ご意見の「自助により」という表現では、被災者が自力のみで暮らしの再建を行うものと市民に誤って受け取られかねないものと考えます。	対応3（説明・理解）
19	第5条（事業者の役割）に関する事	事業者の役割として、消防団活動への理解と協力を明記して欲しい。第5条には、事業者の役割として6項目掲げてありますが、そのうち(5)は全従業員に対して行う取り組みであり、消防団活動への理解ではありません。熊本地震の教訓として消防団の献身的な活動が被災時、被災後に果たした役割とその必要性(重要性)は忘れてはならないと思います。総務省消防庁では、消防団協力事業所表示制度を創設して、事業所の協力を通じて地域防災体制の充実を推進しています。前震、本震と日本初の二度にわたる大地震を経験した熊本市の防災基本条例には災害の教訓を活かす内容が盛り込まれているべきはないでしょうか。事業所で働いている消防団員の方が、訓練への参加や緊急時に職場を離れることへの理解と協力の文言を加えていただきたいです。	平成28年熊本地震をはじめとして災害時における消防団の果たす役割は大変重要であるものと認識しています。また、第3号で「平時から地域における防災の取組に協力すること」を規定しており、防災に関する地域活動に対する事業者の理解と協力が必要であり、関係部局と連携し啓発を推進してまいります。	対応3（説明・理解）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
20	第7条（市の役割）に関すること	「しなければならない」「行うものとする」「努めなくてはならない」の強度がわかりづらい。特に2のつ。特に第9項の「市は、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。」は、「市は、市職員に対して能力の向上を行うものとする。」程度が納まりがよいのではないか。	最も強い責務から順に、「しなければならない（義務規定）」「するものとする（実施規定）」「努めなければならない（努力義務）」「努めるものとする（努力規定）」としており、第9項に規定する職員の災害対応に係る能力の向上については努力義務の規定としています。	対応3（説明・理解）
21		第2章第7条の市の役割の中の「市は、防災拠点施設の機能強化に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。」となっているが、「防災拠点施設の機能強化・ <u>耐震補強</u> に取り組む」に変更すべきではないか。	耐震補強については、防災拠点施設の機能強化に含まれています。	対応2（既記載）
22		第3項で、市は、「市民、事業者及び地域の防災組織」による活動が促進される環境を整備とありますが、「地域団体等」を加えるべきと考えます。	防災に関する活動の実施主体として市民、事業者及び地域の防災組織を規定していますことから、当該各主体の活動が促進される環境の整備と規定しています。	対応3（説明・理解）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
23	第8条（避難所の運営等）に関すること	<p>熊本市が開設する避難所は全て熊本市が運営するのが本筋。市以外の者が運営するには、市からの業務委託（依頼）か自らの地域のボランティアになるはず。地域組織は固有の主権があるはずで、それを、地域組織の意思を無視し、条例（法律）で強制的に運営を命令するのは、日本の社会には無いはず。</p> <p>熊本市が設置する避難所は、私たち地元のためになるもので、私たち地域組織は熊本市から避難所運営依頼があれば、何も考えずに協力してきました。今後も全面的に協力します。条例（法律）で強制的に避難所運営を地域組織に命令するのは良くないと思います。</p> <p>私たち地域組織は、ボランティアで集まった人たちです。それぞれ仕事もあり、家庭の事情もあります。何等かの都合で、もし、避難所運営が出来なかったら、条例（法律）違反で処罰されるのですか？この条文はおかしいです。</p> <p>別の懸念事項もあります。私たち地域組織（避難所運営委員、自主防災クラブ、自治会等）のメンバーは、同じ人が兼務でなっているケースが多い。それは、メンバーになりたい人が無いのでこういう現象が起きます。この条例が施行されれば、避難所に携わる地域のメンバーは辞退する人が出てくるでしょう。だって、誰も条例違反は犯したくありませんから。それによって、地域の他の組織（自治会等）に携わる人にも辞退者が出てきます。熊本市の方も、地域の空気を読んでほしいと思います。</p> <p>上記の理由で、第8条第1項の修正をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「主体的に避難所の運営を行うものとする。」を「主体的に避難所の運営に携わるものとする。」へ修正を行いました。</p> <p>内閣府の「避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）」によると、原則として「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営すること」とされておりますが、災害発生後の混沌とした状態から被災者同士が協議を始めることは難しいため、平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、平時から避難所運営に係る役割分担等を事前に協議するための組織として、校区防災連絡会や避難所運営委員会を設立いただいています。</p> <p>今回の熊本市防災基本条例（仮称）素案では、このような考え方に基づき、市民及び地域の防災組織である校区防災連絡会や避難所運営委員会の役割として、市及び施設管理者と連携して主体的に避難所運営を行うという基本的な考え方を示したものです。</p> <p>しかしながら、「主体的に運営を行う」ことに抵抗のある市民等もいらっしゃることから、前述のとおり「運営に携わる」という規定に修正しました。</p> <p>なお、当該条例は理念的な条例であり、命令ではなく、罰則等を伴うものではありませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	対応1（補足修正）
24	第10条（避難行動要支援者への支援）に関すること	<p>「避難支援等に係る地域団体」中の「地域団体」は、第2条第7号の「地域団体等」の定義はどのようになるのか？もし同一であれば「避難支援等に係る地域団体等」とすべきではないか？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、地域団体等の「等」を削除し、条文の統一を図りました。</p>	対応1（補足修正）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
25	第12条（多様性の尊重）に関すること	第4章第12条の多様性の尊重の中の「被災者の年齢、国籍、性別及び障害等における多様性を理解し」という条文を、「被災者の年齢、国籍、性別及び様々な障害等における多様性を理解し」に変更すべきではないか。 また、「全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく」という条文を「全ての被災者がその人権や尊厳を傷つけられることなく」に変更すべきではないか。	ご意見を踏まえ、「障害等における多様性を理解し」を「～障害者の特性に関する多様性を理解し」に修正いたしました。 なお、人権については尊重されるべきものであるため、人権尊重の考え方が含まれています。	対応1（補足修正）
26		「市、市民、事業者及び地域の防災組織」はとありますが、ここにはこの条例に関わる全ての主体を記載すべきと考えます。	ご意見のとおり、多様性の尊重に関することは全ての主体が尊重すべきことであり、本条では特に防災活動や避難所運営、被災者支援等に主体的に関わる市、市民、事業者及び地域の防災組織において多様性の尊重への理解が必要であると考えことから、条文案としています。	対応3（説明・理解）
27		多様性の尊重に加え、災害弱者である「高齢者や障がい者等」への特段の配慮が必要なことを記載すべきと考えます。	「全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない」と規定しており、ご意見の「高齢者や障がい者」への特段の配慮に関する考え方が含まれております。	対応2（既記載）
28	第13条（復旧及び復興）に関すること	復旧及び復興には『防災協定締結団体等』を含め様々な関係団体との協働が必要と考えます。	ご意見のとおり、復旧・復興において防災協定の締結団体を含め様々な団体との協働は大変重要と認識しており、関係機関の中に含めて考えております。	対応2（既記載）
29		復旧および復興については市民や地域団体、事業者、関係団体等が大きく関わる「住まいの確保」「事業の再開・継続」「地域関係の維持、構築」についてももう少し丁寧に記載すべきと考えます。	ご意見の内容については、第13条各項において記載しており、復旧及び復興における施策の具体的な内容については、災害時において作成する復興計画や地域防災計画等に記載し実施することとしています。	対応2（既記載）
30	第14条（災害の教訓等の活用等）に関すること	前文（伝えて）、第3条（継承）、第16条（伝承）において「次の世代」という言葉を使っているが、前文（伝えて）、第14条（伝承）では「後世」となっているが、意味が異なるのか判然としない。	ご指摘を踏まえて、第3条の「継承」を「伝承」に修正、第14条の「後世」を「次の世代」に修正し、文言の統一を行いました。	対応1（補足修正）

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
31	第14条（災害の教訓等の活用等）に関する事	第6章の災害の教訓等の伝承について、「災害の教訓等を活用」あるいは「災害の教訓等に関する資料を保存するよう努めるものとする。」となっているが、時代と共に活用されるメディアが進化・多様化していることに加え、アーカイブサイトに提供する機会もあるため、今後、公文書と共に、写真も保管して、活用されることを望みたい。	ご意見のとおり、写真等の保管や活用については重要であることから、災害対応記録等の保管や活用と合わせ、写真等も同様に保管や活用に努めてまいります。	対応4（事業参考）
32	第15条（防災教育）に関する事	（2）防災教育の項目として、防災士の養成及びスキルの向上に関する事項を③として是非追加を希望します。	防災士の養成や活用は地域防災力の向上に大変重要ですが、防災士の養成やスキル向上に関する事項は、具体的な事業に関するものであるため、今後、ご意見を踏まえ推進してまいります。	対応4（事業参考）
33		災害を他人事や過去の事ではなく、「自分事」と考えるためには、第6章の災害教訓の伝承は重要と考えており、本章記載事項に賛同いたします。 なお、本条例案第15条2項は主語の記載がないことから、主語を明確化していただきたい。	第15条第1項において、市、市民、事業者及び地域団体はあらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとしており、それを受けて、第2項では特に子どもへの防災教育に当たっての特出し規定としていることから、主語は第1項と同一となります。	対応3（説明・理解）
34	その他	他の校区の情報集では、災害時のコミュニティセンターが中核となり情報整理・発信がなされておりますが、わが校区のコミュニティセンターは組織としての不備があり、本部としての機能を果たすことができない状態です。 正常化に向けての区、市の指導強化を願います。	ご意見については、関係部局と連携し、要望・ニーズ等を把握した上で、災害時の情報収集や発信等が円滑に行われるよう必要な支援を実施してまいります。	対応5（その他）
35		要支援者への支援に際し、要支援者にけがを負わせてしまった場合や、支援者自身がケガをした場合等に補償する「避難支援者保険」を開発しました。この補償により、避難支援や防災活動における住民の不安要素を軽減し、地域防災力向上の後押しとなります。	参考意見として承ります。	対応5（その他）
36		災害から身を守るための知識や安全な行動を学んでもらうことを目的として、防災イベント・学校の出前授業による防災意識啓発コンテンツ（カードゲーム、人形劇等）を提供することができます。	参考意見として承ります。	対応5（その他）